

上越市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 関係機関等が相互に連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、上越市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
- (3) 障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (4) 相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (5) 上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 相談支援を行う事業者
- (2) 障害者福祉サービスを行う事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 就労及び雇用関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者又は障害者団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、障害者等に係る地域課題を抽出し、及び対応策を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、各部会に関係する委員その他会長が必要と認める人をもって組織し、各部会で設定したテーマについて議論を行う。

⇒令和5年度は計画策定に向けた協議を中心に行うため、専門部会は実施しないが、令和4年度の協議会において、相談支援業務の課題が指摘されたことから「相談支援ワーキング」により協議を行う。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

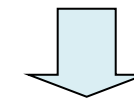
1 この要綱は、平成19年11月19日から実施する。

~~~~~（以下省略）~~~~~

○相談支援ワーキングについて

【相談支援業務の現状・課題】

- ・相談支援専門員が不足している、また質の向上が必要
- ・少人数で対応している相談支援事業所が対応に苦慮している状況であり対策が必要
- ・市内に複数ある相談窓口の連携や役割分担の整理が必要



「相談支援ワーキング」により、相談支援に対する取組や課題解決に向けた協議を行い、随時、自立支援協議会の中で情報共有していく。